

こども家庭庁における外部の労働者等からの通報等への 対応手続に関する訓令

〔令和 5 年 4 月 1 日〕
こども家庭庁訓令第 19 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」（平成 17 年 7 月 19 日関係省庁申合せ）の趣旨を踏まえ、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報等を適切に取り扱うため、こども家庭庁が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「外部の労働者等」とは、次に掲げる者とする。

- 一 通報内容となる事実に関する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者
 - 二 通報内容となる事実に関する事業者及び取引先事業者の理事、取締役その他の役員
 - 三 取引先事業者
 - 四 前三号に規定する者であった者
 - 五 前四号に規定する者のほか当該事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者
- 2 この訓令において「通報」とは、事業者の法令遵守の確保及び適切な法執行に資する事実を知らせることをいう。
- 3 この訓令において「相談」とは、通報に先立ち又はこれに関連して、必要な助言を受けることをいう。
- 4 この訓令において「受付」とは、こども家庭庁に対してなされた通報、相談、意見又は苦情を受けることをいう。
- 5 この訓令において「受理」とは、こども家庭庁に対してなされた通報について、調査又は法令に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）を行う必要があるものとして受け付けることをいう。

6 この訓令において「担当課室」とは、通報内容となる事実に関する事務を所掌する課等をいう。

(通報対象の範囲)

第3条 こども家庭庁においては、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付ける。ただし、明らかにこども家庭庁の所掌に属する内容ではない通報、内容が著しく不分明である通報、内容が虚偽であることが明らかな通報及びこれらに類する通報については、この限りではない。

2 前項前段に掲げる通報のほか、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該法令違反について処分又は勧告等をする権限をこども家庭庁が有している場合であって、法第3条第2号に掲げる要件を満たして通報するものである場合には、法に基づく公益通報に準ずる通報として受け付けるものとする。

(通報者の範囲)

第4条 こども家庭庁においては、通報対象事実に関係する事業者に雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員及び当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者（以下「労働者等」という。）からの通報を受け付ける。ただし、当該労働者等が公益通報等（法に基づく公益通報及び前条第2項に規定する通報をいう。以下同じ。）ではないという意味を有している場合、不正の目的を有している場合及びこれらに類する場合については、この限りではない。

2 こども家庭庁においては、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(通報・相談窓口)

第5条 長官官房総務課に、通報・相談窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 通報・相談窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。ただし、第一号から第三号までの規定は、通報・相談窓口を経由せずに担当課室に対してなされた通報等及び意見又は苦情を、当該担当課室において受け付けることを妨げるものではない。

- 一 こども家庭庁に対してなされる通報の受付に関すること。
- 二 こども家庭庁に対してなされる相談の受付に関すること。
- 三 こども家庭庁の通報等への対応についての意見又は苦情の受付に関すること。
- 四 通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）との連絡調整に関すること。
- 五 担当課室の連絡調整に関すること。

(組織体制)

第6条 こども家庭庁に対してなされる通報及び相談（以下「通報等」という。）への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置くこととし、官房長をもって充てる。

- 2 総括通報等責任者は、こども家庭庁における通報等への対応に関する規程類の整備、教育研修の実施、通報に関する調査の進捗等の管理その他の通報への適切な対応の確保に関する事務を総括する。
- 3 部局等の長は、通報の管理、通報者との連絡その他の通報への対応を適切に行うため、各課等における管理者及び担当者をあらかじめ指定するものとする。
- 4 第3条第2項の規定に基づき、公益通報に準ずる通報を受け付けた場合には、次章以下の規定による措置に準じて対応するものとする。

第2章 通報への対応

(受付)

第7条 通報の受付は、書面（郵送、ファックス、電子メール等を含む。）によるものとする。なお、通報者が面談、電話等による受付を求めてきた場合には、書面で提出するよう依頼する。

- 2 通報を受け付けたときは、通報者の秘密保持及び個人情報保護に配慮しつつ、次に掲げる事項を把握するよう努め、併せて通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されること並びに受付後の手続の流れを通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

ア 通報者等の氏名及び連絡先（匿名による通報等の場合を除く。）

イ 通報等の内容となる事実に係る事業者の氏名又は名称、所在地等

ウ 通報者等とイの事業者との関係

エ 通報等の内容となる事実と関係する法令

オ 通報等の内容となる事実を裏付ける資料等

- 3 受け付けた通報を公益通報等として受理する場合には、その旨を、窓口から当該通報者に遅滞なく通知するとともに、次に掲げる事項も併せて連絡する。

一 調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由

二 調査に要すると見込まれるおおよその期間

- 4 受け付けた通報を公益通報等として受理しない場合には、受理しない旨及び理由を、窓口から通報者に遅滞なく通知する。

- 5 第3項の場合において、当該公益通報等に関して調査又は措置を行う必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件（通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合をいう。この項において同じ。）については、当該通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。また、当該公益通報等が真実相当性の要件を

満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には同様に対応するものとする。

- 6 通報内容となる事実について、こども家庭庁が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、教示先リスト等を踏まえ、当該権限を有する行政機関等を、窓口から通報者に遅滞なく教示する。こども家庭庁の他の部局等が当該権限を有するときは、通報を受け付けた部局等は、長官官房総務課と適宜相談しつつ、当該権限を有する部局等に移送する。
- 7 前項後段において、移送された部局等が通報に対応する場合について、第1項から第5項までの規定を準用する。

(調査)

第8条 担当課室は、通報を受理した後、必要な調査を行う。

- 2 調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 3 担当課室は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。
- 4 通報の受理後において、こども家庭庁が通報内容となる事実について処分又は勧告等をする権限を有しないことが明らかになったときは、教示先リスト等を踏まえ、当該権限を有する行政機関を、窓口を通じて通報者に遅滞なく教示する。この場合において、作成した当該通報事案に係る資料については、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲内で、通報者に提供する。
- 5 第1項の調査の進捗状況は、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護並びに通報処理に支障がない範囲において、窓口を通じて通報者に適宜通知するよう努める。
- 6 第1項の調査の結果は、可及的速やかに取りまとめ、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、窓口を通じて通報者に遅滞なく通知する。

(是正措置)

第9条 調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、担当課室において法令に基づく措置その他適切な措置をとる。

- 2 前項の措置をとったときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、措置の内容を、窓口を通じて通報者に遅滞なく通知する。

第3章 通報者等の保護等

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第10条 通報への対応に関与した職員（通報への対応に付随する職務等を通じて、通報に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報に関する秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 通報への対応に関与した職員は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報への対応の各段階（通報の受付、教示、調査、措置及び通報者等への結果通知。以下同じ。）及び通報への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
二 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を得て開示する場合を除く。）。

三 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を得ること。

四 前号に規定する同意を得る際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

五 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させるよう努めること。

3 窓口は、必要に応じて、通報への対応に際しての秘密保持及び個人情報の保護に関し、その所掌する事務の内容に則した具体的な規定を定めるものとする。

(利益相反関係の排除)

第11条 こども家庭庁の職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報への対応に関与してはならない。

2 窓口は、通報への対応の各段階において、通報への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

(通報者等のフォローアップ)

第12条 窓口は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル、各都道府県労働局等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第13条 窓口は、こども家庭庁における通報への対応に関して意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

第4章 補則

(標準対応期間)

第14条 通報があった日の翌日から起算して6か月間が経過する日までに、調査結果を通知するよう努める。ただし、事務の性質上6か月間が経過する日までに調査結果を通知することが難しい場合には、その旨をあらかじめ通報者に通知する。

(連携及び協力)

第15条 こども家庭庁の職員は、公益通報等について、他の行政機関又は部局等から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

2 通報対象事案に関し、処分又は勧告等の権限を有する行政機関及び部局等が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。

3 こども家庭庁の職員は、こども家庭庁が所管法令に違反する事実について処分又は勧告等をする権限を他の行政機関（都道府県を含む。）に委任等をしている場合において、当該所管法令違反の事実に関する通報がなされたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報保護に留意しつつ、当該他の行政機関と通報及び通報への対応状況に関する情報を共有し、通報対応への助言を行うなど、適切な法執行を確保するために必要な協力、支援等（こども家庭庁が受任庁に対して指揮監督権限を有する場合においては、当該権限の適切な行使を含む。）を行うものとする。

(文書管理)

第16条 各課等は、各通報及び相談事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持及び個人情報保護に配慮して、適切な方法で管理する。

(公表)

第17条 長官官房総務課は、各課等の協力を得つつ、こども家庭庁における通報対応の仕組みの運用状況に関する事項を定期的に公表するものとする。

(補則)

第18条 この訓令に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は総括通報等責任者が定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。